

消防法第4条第4項等の証票を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第10号

消防法第4条第4項等の証票を定める規則の一部を改正する規則

消防法第4条第4項等の証票を定める規則（昭和50年北上地区消防組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>消防法第4条第4項等の証票を定める規則</u></p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）<u>第4条第4項</u>（第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定により消防職員が関係者に提示すべき証票は、北上地区消防組合消防吏員服制規則（昭和49年規則第11号）に定める消防手帳とする。</p>	<p><u>消防法第4条第2項等の証票を定める規則</u></p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）<u>第4条第2項</u>（第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定により消防職員が関係者に提示すべき証票は、北上地区消防組合消防吏員服制規則（昭和49年<u>北上地区消防組合規則第11号</u>）に定める消防手帳とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。